

令和7年度 浪江町ニホンザル管理対策事業仕様書

1. 事業目的

浪江町内に生息する高瀬川群と山麓線群は、ともに個体数が多く、人身被害のリスクが高い群れである。特に山麓線群は97頭の個体が確認され、双葉町方向（南方向）への進出が進んでおり、群れの規模縮小と遊動域の抑制が喫緊の課題である。

しかし、群れの個体数を減らすことで、従来大規模農地を利用していたニホンザルが比較的小規模の家庭菜園を新たな餌場とすることが確認されており、住民からの報告もされている。家庭菜園による被害が継続することにより、帰還住民の生活の質の低下や避難住民が帰還を検討する際の妨げになりえる。そのため、捕獲にあたっては群れの行動変化をモニタリングし、影響を最小限に抑える慎重な対応が必要である。また、山麓線群の捕獲が隣接する高瀬川群の行動範囲に影響を及ぼす可能性があることから、両群れの動向を継続的に把握する必要がある。

本事業では、両群のうち、より対策優先度が高い山麓線群の捕獲業務を行い、地域住民の安全確保と帰還の促進を目指す。

2. 事業期間

契約締結日～令和8年3月23日

3. 捕獲対象鳥獣

ニホンザル

4. 事業区域

浪江町内

5. 事業受託者は、本業務について、契約締結後並びに完了後に速やかに、下記の書類を提出することとする。

（1）着手時

①業務計画書及び工程表

②着手届

③主任技術者選任届

（2）完了時

①業務完了届

6. 業務内容

（1）打合せ （3回）

事業開始時、期間中、完了後にそれぞれ浪江発注者と受託業者及び関係機関での打合せを1回ずつ計3回実施する。打合せの内容としては、事業期間中のスケジュールについての共有と進捗報告とし、その他共有必須と考えられる内容について情報共有を行う。

(2) GPS 発信機装着及び測位データの収集 (想定4日)

山麓線群の装着可能なメス1頭にGPS発信機を装着する。また、令和6年度に装着された高瀬川群のGPS発信機の測位データと合わせて山麓線群及び高瀬川群の遊動域(行動圏)を把握する。装着個体の捕獲は麻酔銃又は箱わなを用いて行うこととする。

(3) 追跡調査 (想定各群れ4日)

群れの行動特性を継続的に把握するため、山麓線群及び高瀬川群の追跡調査を実施し、群れの特性(福島県加害レベル評価に準ずる)を把握する。

(4) 個体数カウント調査 (想定各群れ4日)

山麓線群及び高瀬川群の雌雄及び性年齢別の個体数を全数カウントする。

(5) 捕獲目標について

(ア)山麓線群の25頭程度の捕獲を目標とする。

(イ)捕獲数が25頭を上回る場合の捕殺作業実施については、発注者と受注者間で協議を行い、対応を決定する。

(ウ)複合的な要因により群れの個体数が50頭以下に減少した場合は、モニタリング結果を踏まえて発注者と協議により対応を決定する。

(エ)群れの分裂や分派に細心の注意を払い、モニタリングと並行して群れ管理に悪影響のない個体を計画的に複数回の捕獲により実施する。

(6)捕獲方法及び体制

(ア)方法

発注者は囲いわな1基を貸与する。受注者は必要に応じて5基程度の箱わな及び誘因餌等の必要資材を準備する。各わなの捕獲状況は通信式センサーカメラを設置してモニタリングを行う。囲いわなでは、出没状況や餌付け状況等はセンサーカメラを用いた動画撮影によりモニタリングを行う。

(イ)実施箇所の検討

過年度業務成果による、GPS首輪の情報を活用し、捕獲実施箇所を選定する。選定された箇所の地権者との交渉及び設置許可は発注者が実施する。

(ウ)設置

群れの出没状況を通信式センサーカメラで確認し、発注者と情報を共有したうえで設置を行う。囲いわなは、季節ごとに出没頻度の高い地域へ設置する。

(エ)管理・見回り

1週間に1回程度の見回りを実施し、わなに異常が発生した場合や捕獲があった際は、翌日までに対応する。なお、捕獲効率確保に向けて受注者は発注者と協議のうえ適宜檻の移設を行う。

(7) 捕獲後の処理について

(ア)捕獲個体は、できる限り速やかに苦痛のない方法で安楽殺する。

(イ)捕獲された場合は捕獲場所、日時、個体の性別、外部所見、基本的な個体データ（体長、体重等）、写真（側臥位部、鼠径部及び歯式等）を計測・記録する。

(ウ)捕獲個体の運搬・処理は、捕獲開始前に発注者と協議し決定する。

(8) 事業報告

調査結果、捕獲結果をとりまとめるとともに、事業全体に関する課題整理を行い、令和8年度以降の対策に資するための長期的視点に立った提言等を記載した実績報告書を作成する。また、捕獲活動に伴い遊動域の変化が想定されることから、過去のデータも活用し、状況の比較を記載する。納品は、紙媒体での報告書2部（A4サイズ、カラー）と報告書等の電子データを収納した電子媒体（CD-R または DVD-R）1部を成果物として提出する。

7. その他

(ア)本事業の実施に当たっては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及びその他関係法令を遵守するものとする。

昨年度までの山麓線群及び高瀬川群の頭数や遊動域、被害等の情報は、発注者及び福島県事業より引用する。